

# 障害者虐待対応事例集

平成 29 年 3 月

神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課

はじめに	
1 この事例集の使い方	1
2 事例の記載方法について	2
- 7 M 10 M 1 M 1 M 1	_
1 養護者による障害者虐待	
事例1(養護者虐待・軽度・身体的虐待、経済的虐待)	
母親から身体的・経済的虐待を受けた知的障害者を多職種が連携して支援した事例	3
事例2 (養護者虐待・中度・身体的虐待、放棄・放置(ネグレクト))	
高齢の母親が他害行為のある知的障害者の息子を部屋に閉じ込めた事例	_
(養護者の介護負担を軽減するためチームによる支援を行った事例)	5
事例3(養護者虐待・中度・身体的虐待)	
高齢の父親からの身体的虐待にみまもりを強化して対応した事例	
(家族の持つ強みに着目して支援した事例)	7
(水)大・ノバ フェ・ハに自口して大阪した事が)	•
事例4 (養護者虐待・中度・放棄・放置(ネグレクト))	
金銭管理能力の低い母親による放置・放棄(ネグレクト)から知的障害者を分離	
して保護した事例(やむを得ない措置、面会制限を実施した事例)	9
事例5 (養護者虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)	
虐待から逃れるため家出しホームレス状態だった障害者を生活保護担当課と連携	
して保護した事例	11
事例6 (養護者虐待・認定外)	
子どもの頃から養護者による虐待のリスクがあり児童相談所等から支援を引き継	
いだ事例(通所先事業所と行政の連携により、虐待のない生活を続けている事例)	13
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	
事例7(施設虐待・軽度・身体的虐待、心理的虐待)	
看護職員による短期入所利用者への暴言があり、事業所が再発防止のため全職員	1.5
に虐待防止研修を実施した事例	15
事例8(施設虐待・軽度・心理的虐待)	
就労系事業所における通所の強要により、心身の不調を訴えた利用者を相談支援	
専門員が継続的に支援した事例	17
	11
事例9(施設虐待・軽度・性的虐待)	
送迎車内で生活支援員等から性的な内容の会話を聞かされ、精神的な苦痛を受け	
た女性を保健師が継続的に支援し、事業所の通所再開につなげた事例	19
事例10(施設虐待・中度・身体的虐待、心理的虐待)	
管理者とベテラン支援職員による身体的・心理的虐待の事例	
(加害者の配置替えにより利用を継続した事例)	21

事例11(施設虐待・中度・身体的虐待、心理的虐待)	
不適切な対応があった放課後等デイサービスに対し、全職員の虐待防止研修の受 講を指導した事例	23
事例12(施設虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)	
新人職員が知的障害者に繰り返し身体的虐待と心理的虐待を行っていた事例	25
事例13(施設虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)	
グループホームの世話人による突発的な暴力により利用者が裂傷を負った事例	07
(再発防止策として虐待防止研修、アンガーマネージメント研修が実施された事例)	27
事例14(施設虐待・認定外)	
施設への不信感から虐待通報に至ったものの、その後の施設の説明により誤解が解けた事例	29
3 使用者による障害者虐待	
3 使用台による降台台に付	
事例15(使用者虐待・経済的虐待)	
最低賃金の減額の特例許可が切れたまま最低賃金未満の賃金支払いを続けた事例 (是正勧告により未払い分の賃金が支払われ、就労も継続している事例)	31
事例16(使用者虐待・身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待) 住み込み就労先から逃げ出し過去に入居していたグループホームの職員に助けを求めた	
事例(その後グループホームに再入所し、再就労に向けた支援を受けている事例)	33
事例 1 7 (使用者虐待・認定外) 就労上のストレスから事実ではない内容の届出に至ったと思われる障害者に対し、定期	
的な面接を実施し就労の継続を支援した事例	35
事例18 (使用者虐待・認定外)	
就労系事業所の作業工賃に不満を持つ利用者が労働基準監督署に最低賃金法違反	
を申告した事例	37
4 その他障害者虐待対応事例一覧	39
5 神奈川県における障害者虐待の傾向	
養護者による障害者虐待についての対応状況等	44
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	45
使用者による障害者虐待についての対応状況等	46
G	
6 <b>参考資料</b>	49
障害者虐待防止法の対象範囲	55
障害者虐待防止法(条文) 県内の障害者虐待通報窓口一覧	56 66
不r 1×/焊百4 仨仅也我心口 見	OO

# はじめに

# 1 この事例集の使い方

事例集(障害者虐待対応事例集)、統計資料(神奈川県における障害者虐待の傾向)、 参考資料の3つにより構成されています。活用にあたっては、最初から通して読まなくて も活用いただけます。必要に応じて参考となるところをお読みください。

#### ①事例集について

- 1 養護者による障害者虐待 6 事例
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 8事例
- 3 使用者による障害者虐待 4事例

の計 18 事例について、通報の受理から緊急性判断、事実確認調査、支援の実施といった対応経過に沿った流れを掲載しています。(事例の記載方法についての説明は次頁を参照ください。)

また、上記 18 事例のほかに、詳細な対応経過が不明だったり、対応経過が好ましいとはいえない等の理由から事例掲載に至らなかった 25 事例を 4 その他障害者虐待対応事例一覧として一覧表の形で紹介しています。こちらも虐待対応の実態を知ることのできる資料ですので参考にしてください。

#### ②統計資料について

厚生労働省が全国の都道府県・市町村を対象に実施した「平成27年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の調査結果を基に、県内の障害者虐待の傾向をまとめた資料です。

#### ③参考資料について

障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート、障害者虐待防止法の対象範囲(法別、年齢別整理)、障害者虐待防止法(条文)、県内の障害者虐待通報窓口一覧 を収録しています。

#### ④主な対象者と活用方法について

この事例集は、市町村の障害者虐待防止担当職員、相談支援専門員、障害者福祉施設従事者等向けに作成しました。事例集を職員研修(新任職員研修や現任職員研修)や事例検討にご活用いただき、市町村の虐待対応力向上や事業所・施設等の虐待防止体制の強化に取り組んでください。

市町村の障害者虐待防止担当職員の皆様には、実際の虐待対応において支援の方針や方法を検討する際にこの事例集をご活用ください。特に、虐待通報や支援実績が少ない市町村や新任担当者は事例集を読み込むことで、他の自治体の虐待対応ノウハウを学ぶことができます。

相談支援専門員が家族や事業者から虐待の相談を受け、通報者となることが多くみられます。相談支援専門員が市町村等と連携して被虐待者や養護者の支援を行うこともあります。こうした状況を踏まえ、相談支援専門員の皆様は事例集を通じて障害者虐待の通報や支援の実際について理解を深めていただければ幸いです。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は、サービスの種類や加害者の役職、経験年数を問わず発生しています。この事例集を活用して日頃の支援を振り返り、虐待や不適切な支援がないか点検するとともに、虐待防止体制の構築に努めてください。

# 2 事例の記載方法について

※この事例集は、県内外での障害者虐待事例を参考に、個人情報へ配慮し、障害者虐待防止 に関係する職員等への参考となるよう事例を編集加工して作成しました。

#### ①事例のタイトルについて

- ・各事例のタイトルについて、虐待の内容だけでなく、支援の方針・結果が分かるものと なるよう配慮しました。
- ・各事例のタイトルの前に障害者虐待の種類、深刻度、虐待行為の種類等の属性をかっこ 書きしています。 **例 事例3 (養護者虐待・中度・身体的虐待**)
- ・各事例のタイトルの後に、当該事例のキーワードとなる言葉を掲載しています。

#### ②深刻度について

・養護者による障害者虐待と障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事例について、 支援や介入の参考となるよう深刻度を軽度、中度、重度の3段階で表しました。

#### (深刻度の目安)

**軽度** 生命・身体・生活に影響があるが、「中度」までの介入や保護の検討を要さな い事例

中度 生命・身体・生活に著しい影響がある事例。再発が懸念され、継続的な介入や 保護の検討が必要な事例

**重度** 生命・身体・生活に重大な危険がある事例。緊急的な保護の検討が必要な事例 (重大な外傷を負った事案や被虐待者自身が危険を感じて保護を求めている事例)

- ・使用者による虐待の事例は、深刻度を表記していません。
- ・虐待の認定には至らなかった事例については、深刻度の部分を認定外と表記しています。

#### ③世帯構成について (養護者による障害者虐待の事例のみ)

・世帯の構成を図式化したもので、婚姻関係、親子関係は実線で関係を表しています。

家族構成の記号 本人	家族	死亡の家族	同居世帯
男性女性	男性 女性	男性  女性	

#### ④対応経過について

・対応経過は、「通報・相談等の受理」→「緊急性の判断」→「安全確認・事実確認の状況」→「支援の実施」→「結果」の段階に沿って整理しています。

#### ⑤評価

・「他に想定できる対応」、「活用可能な資源、あったらよい支援」、「評価すべき点」、 「課題点、反省点」の4つの観点から評価を記載しています。(事例により評価の観点 は異なります。)

#### ⑥総括·助言

・監修者または県障害福祉課による総括・助言のコメントを記載しています。

# 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

事例7 (施設虐待・軽度・身体的虐待、心理的虐待)

看護職員による短期入所利用者への暴言があり、事業所が再発防止のため全職員に 虐待防止研修を実施した事例

キーワード 匿名の通報、倫理観の欠如、職員の資質

#### 1 基本情報

被	年齢	小学校低学年										
虐待	性別	女性										
被虐待者に関する情報	障害の状況		身体障害(肢体不自由) 知的障害(A2)									
る情報	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	短期入所事業	短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事									
	年齢	50歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待								
加害者	性別	女性	虐待の原因・背 景として考えられ	倫理観の欠如、通報義務の不徹底、								
18	続柄•役職等	看護師	職員の性格・資質									
通報	者	匿名者										

#### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・看護師が入所児に暴言を浴びせているのを目撃したとの匿名の通報が市町村虐待防止センターに入る。
- ・事業所及び市町村障害福祉主管課の調査により、短期入所利用中の本人に対し、看護師が頭を叩く、「バカ」「そんなことしてたらブスになるよ」など暴言を吐くなどの虐待を繰り返していたことが判明した。
- ・加害者は「本人が言うとおりに動かないときに、たしなめるために発言した。」と釈明。

#### 3 対応経過(通報受理~緊急性判断~事実確認調査~支援の実施)

通報・相談 等の受理	<ul><li>・市町村障害者虐待防止センターに匿名の電話で通報が入る。</li><li>・内容は、「特定の看護師の言葉づかいがひどい。短期入所を利用している特定の女児に暴言を浴びせているのを目撃した。頭を平手で叩いているのも見た。」というもの。被害者については、女児で身体障害と知的障害がある子どもというのみで、氏名については確認できなかった。</li></ul>
緊急性の判 断	<ul><li>・市町村障害福祉主管課において受理会議を実施。被害者、加害者が不明なため、事業所に当面の短期入所利用予定を確認することとした。</li><li>・市町村障害福祉主管課から管理者に連絡。今日以降の短期入所利用の予定を確認したところ、短期入所の予定は5日後までないとのこと。</li><li>・通報内容どおり被害者が短期入所利用者であれば、5日後までは被害の可能性はないと判断した。</li></ul>

安全確認・ 事実確認の 状況	<ul> <li>・市町村障害福祉課職員3名(課長補佐、保健師、ケースワーカー職)が施設を訪問。</li> <li>・管理者、サービス管理責任者、看護職員その他の支援員等から聴き取り調査を行った。</li> <li>・聴き取りの結果、利用者への言葉づかいの悪い看護職員がおり、以前から管理者や看護主任から注意しているものの、なかなか改善がみられていないことが判明した。また、加害者以外の職員による暴力や暴言はないことが確認された。</li> <li>・加害者本人に聴き取りしたところ、「自分はきつい言い方をしてしまう性格である。上司から注意されたため最近は丁寧な言葉づかいを心がけているが、特定の短期入所利用者に対しては、どうしても厳しい言い方をしてしまう。本人がこちらの言うことを聞かずゆっくりと動いたり、顔をしかめたりするとつい言葉が荒くなってしまう。」と通報内容を認める説明があった。(事実確認結果)</li> <li>・加害者が本人に対し、頭を平手で叩く身体的虐待と「バカ」などと暴言を浴びせる心理的虐待を行ったと認定し、県に報告した。</li> </ul>
支援の実施	・市町村障害福祉主管課職員が講師となり、職員向けに虐待防止研修を実施した。 ・また、当日参加できなかった職員に対する伝達研修を事業所で実施し、全職員に研修の内容が周知されるよう伝えた。 ・事業所から本人と家族に謝罪した。
結果	<ul><li>事業所から市町村障害福祉主管課に伝達研修の実施報告書が提出され、全職員が研修を受講したことが確認された。</li><li>利用者、家族向けに実施したアンケートの実施結果が提出された。</li></ul>

### 4 評価

評価すべき点	・匿名の通報であり、当初は被害者の氏名も分からなかったが、事業所に調査 を実施し、加害者と被害者の特定に至った。
課題点、反省点など	・事業所は加害者の暴言などの不適切な行為に気づいており、指導していたが 通報には至らなかった。

#### 事例の総括・助言

通報・届出を受けた市町村職員が通報・届出者を虐待者に漏らしてしまうと、いかなる不利益を 受けるかわからず、通報を躊躇してしまいます。通報者を秘匿することはもちろんのこと、事案に よっては通報の存在自体を秘匿して、事実確認を行うことが求められます。匿名の通報者を無理に 特定する必要はありません。

虐待の判断にあたって、加害者側の自覚は問いません。「しつけのために叩いた」とか「(他害行為がある障害者に対して)暴力はいけないことだと分からせるために叩いた」などと加害者が主張するケースがありますが、叩く行為は身体的虐待、暴言を浴びせることは心理的虐待に該当します。また、障害者虐待防止や権利擁護の重要性について、一部の幹部職員や支援職員だけが認識しているだけでは不十分です。雇用形態や職種にかかわらず、障害者の支援にかかわる全ての職員が虐待防止の重要性について理解していなければなりません。

# 39

# 4 その他障害者虐待対応事例一覧

事							被害	者		十二人		将百 <b>石</b> 准 1寸。			
例番号	類型	深刻 度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢 階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
19	養護者	軽度	自宅	身体的虐待	通所事 業所職 員	男性	30歳 代	知的障害 発達障害	男性	60歳 代	父親		解不足、養 護者支援	父親は自閉症の特性への理解が不足して おり、本人の行動を制止するため力ずくで対 応していた。	の懇談会に誘い、息子の介護に関 する苦労や悩みを聞く機会をもう
20	養護者	中度	自宅	身体 的虐 待	ケアマ ネー ジャー	女性	60歳 代	精神障害	男性	30歳 代	長男	強迫性障害の女性 が息子から暴力を 受けていた事例	否、チーム による見守 り	強迫性障害の母親がひきこもり状態の長男から暴力を受けた事案。ケアマネージャーが本人の腕のあざを発見し、病院を受診させ、腕の打撲と肋骨のひびを確認。医師から警察、市町村に通報。本人に入院や緊急避難を提案するが、強く拒否。再度長男から暴力を受けることがあっても自分は通報しないと主張。	り、週5日は関係者が本人の状況 を確認できる体制を構築。保健所 職員、市職員も定期的に家庭訪問
21	養護者	中度	自宅	心的放放経的待理虐待棄置済虐	通所事職員	男性	40歳 代	知的障害	男性	50歳 代	兄		入拒否、虐 待者と接触	用しての借金、食事がきちんと提供されない などの虐待があることが発覚。	るため、兄への接触は行えないま
22	養護者	中度	自宅	身的 市心的 市 心的 市	ケアマネージャー	男性	40歳 代	知的障害発達障害	男性	40歳 代	兄	加害者が障害者以 外の家族にも暴力 を振るっている事 例	カ、多問題 ケース	本人だけでなく、母親、妹にも暴力を振るっ	担当ケースワーカーの説得により本人が週2、3日程度短期入所を利用するようになり、虐待のリスクが軽減されるようになった。
23	養護者	中度	施設	経済的虐待	相談支援専門	女性	20歳 代	身体障害 知的障害	男性	50歳 代	父親	の経済的虐待(年 金の搾取、施設利 用料の滞納)の事	料の滞納、 成年後見、 養護者へ	本人の金銭管理を行う父親が施設利用料を 滞納しているため、施設が相談支援事業所 へ相談。相談支援事業所から市町村に経済 的虐待の通報が入る。父親と面接したとこ ろ、障害年金の使い込みが確認された。	父親への説明、同意に時間がか

事		<b>300</b> ± 1	The st	F /4			被害	者		加害	者				
例番号	類型	深刻 度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
24	養護者	中度	自宅	身体 的虐 待	本人	女性	20歳 代	知的障害 精神障害	男性	50歳 代		虐待という言葉を 使わずに養護者支 援を行い、父と娘 の関係改善が図ら れた事例	家族関係 の再構築	父親の声掛けを無視したことがきっかけで、 父親が知的障害のある娘を殴った事案。本 人の生活態度や言葉使いの乱れがトラブル の背景にあり、親子喧嘩の延長という面が あった。	加害者である父親が深く反省していることから、虐待という言葉を使わずに家族を支援したところ、父親も本人も互いを思いやる気持ちを持てるようになり関係が改善した。
25	養護者	中度	自宅	身体虐 待	本人	男性	60歳 代	知的障害	男性	60歳 代		兄からの暴力があり、福祉サービス 利用により、兄の 介護負担の軽減を 図った事例	の工夫	知的障害のある本人が兄から虐待を受けていると市町村に届出た事案。日常的ではないものの兄から暴力を受けることがあり、青あざや骨折したことをあるとの訴えがあった。	本人が兄への接触を拒んだため、 虐待の事実確認調査ではなく、福 祉サービス利用手続きの説明を名 目に家庭訪問を実施し、兄と面会 する機会を作ったところ、兄から本 人を叩いてしまうことがあるとの話 があった。本人は在生活の継続 を強く希望しているため、福担の軽 ビスの導入で兄の介護負担の軽 減を図り在宅生活の継続を支援す ることとした。
26	養護者	中度	自宅	経済 的虐 待	本人	女性	40歳 代	身体障害	女性	40歳 代			パート契約	父親、母親が死去し、妹との2人暮らしを送っていた本人(身体障害のある女性)が、妹に障害年金を搾取されていると市町村虐待防止センターに届出たもの。	本人は被害から逃れるため、妹から離れて生活することを希望。アパート契約を試みたが、保証人等の都合がつかず一時的に障害者支援施設に入所。施設に入所中にアパート契約の準備を整え、施設退所後、アパートでの単身生活を開始した。
27	養護者	中度	自宅	身的 待置棄	本人	男 性	50歳 代	身体障害	男 性	20歳 代	長男	と高齢の祖母の年 金を搾取した事例	居、多問 題、警察と		長男から本人と母親に多額の現金 の要求があり、本人が身の危険を 感じていると警察に通報したのを きっかけに本人を障害者支援施設 に、母親を特別養護老人ホームに 入所させた。
28	養護者	中度	自宅	心理 的虐 待	生活保 護ケー スワー カー	女性	30歳 代	知的障害 精神障害	女性	50歳 代		一時保護を検討したが本人の強い希 たが本人の強い希 望で帰宅した事案		母親から男性との交際を強く反対され、心理 的虐待を受けていると訴え、その後自宅を 出て交際相手の家で生活を始めた事案。交 際相手からの暴力が強く疑われたため、一 時保護を検討した。	本人は否定するものの交際相手からの金銭搾取や暴行が強く疑われたため女性保護施設や障害者福祉施設等での一時保護を検討したが、受け入れ先が見つからず。本人の拒否も強かったため、一時保護は行わず、自宅に戻ることとなった。

事		270 ± 1	<b>5</b> % 1⊥	占什			被害	者		加害和	<b>当</b>				
例番号	類型	深刻 度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢 階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
29	養護者	重度	自宅	放置• 放棄	相談支援専門員	女性	40歳 代	知的障害	男性	40歳 代	夫	夫が食事を与えず、健康状態が悪 化し保護した事例	措置	町村に入る。	
30	養護者	重度	自宅	身的 待経的 待	通所事業所職員	男性	40歳 代	身体障害 知的障害	男性	60歳 代	父親	な暴力があり、分	後見、家族	市町村虐待防止センターに通報。調査の結果、父親が日常的に暴力を振るっていること、年金も使い込んでいることが判明した。	緊急性が高いと判断し、短期入所をつなぎながら入所先を探し、同時に成年後見制度の利用開始も援助した。現在は施設に入所し、母親との交流の機会を持ちながら安定した生活を送っている。
31	養護者	重度	自宅	身体 的虐 待	匿名	女性	50歳 代	精神障害	男性	50歳 代	夫		帰宅、分離 先の確保 困難	月程で自宅に帰宅。その後保健所と連携し	一般的な精神障害者向け施設や 女性保護の施設が利用できず、分 離先の確保に困難があり、精神科 病院に入院した。
32	養護者	重度	自宅	身体 的虐 待	医療機 関の相 談員	 男 性	50歳 代	身体障害	 男 性	20歳 代	長男	長男による家庭内 暴力の事案	障害	長男が5年前からほぼ毎日、家族に対し、殴る、蹴る、物を投げるといった暴力を振るようになり、家庭内限局障害と診断を受ける。長男の精神科受診は本人が代理受診しており、「これ以上長男の行動に耐えられない」と本人の主治医に相談したことから医療機関が市町村に通報した。	なった。これにより本人への暴力
33	養護者	重度	自宅	身体 的虐 待	生活介 護事業 所職員	女性	40歳 代	知的障害	女性	60歳 代	母親	母親からの虐待が あり、施設に一時 保護した事案		あざを発見し、市町村障害者虐待防止センターに通報が入る。家庭訪問を実施し、介護状況を聞き取ったところ、母親による虐待(ただし、虐待との自覚なし)が認められた。	母親の精神状態の不安定さが確認されたため、本人を緊急的に障害者支援施設で保護することとした。、母親の精神状態の安定に時間がかかったが、2ヶ月ほど施設に入所した後、本人は自宅に戻った。

事		<b>~</b>	<b>5</b> % ⊥L	上/+			被害	書者		加害	者				
例番号	類型	度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
34	養護者	重度	自宅	身的 待心的待	近隣住民	女性	20歳 代	知的障害	女性	50歳 代		行動障害の子の介 護ストレスから母親 が暴行・暴言に及 んだ事例	用の施設で 不適応	重度知的障害で行動障害がある本人が不 眠により夜間奇声をあげたり自傷行為を繰 り返すため、そのストレスから母親が本人へ の暴行・暴言に及んだ事案。	虐待の事実を把握した市町村が速やかに一時保護を実施したが、初めて利用する施設で保護したため、本人の不安定な状態が続いた。一時保護中に改めて本人の状態像を確認した上で精神科病院に入院となった。
35	養護者	認定外	自宅	1	本人	男性	20歳 代	精神障害 発達障害	女性	50歳 代	母親	一人暮らしを実現 する手段として虐 待通報した事例	支援、生活 保護希望	本人より「母親から虐待を受けている」との 届出があり、市町村が調査を実施。虐待の 事実は認められなかったが、本人が高校中 退後より引きこもり状態であり、母親が疲弊 していることがわかった。	定期的に母親に連絡しフォローするとともに、ひきこもる本人への接触を試みた。粘り強く家庭訪問を続けた結果、本人と話ができるようになり、本人が自宅を出て生活保護を受けながらアパートで一人暮らししたいと考えたことから虐待通報したことがわかった。
36	養護者	認定外	自宅	身体 的虐 のい	通所事 業所職 員	男性	40歳 代	知的障害	男性	70歳 代		事実確認において 被害者、加害者と も暴力を否定した ため虐待認定に至 らなかった事例	困難(本人 の供述翻	通所事業所の職員が本人の腕にあざを発見。本人に確認したところ、酒に酔った父に殴れらたと話したため市町村に通報。父親に話を聞いたが暴力行為を否定。再度本人に話を聞いたところ、当初の説明と異なり、ぶつけたのかもしれないと発言。父親を恐れて嘘を言っている様子もなかった。	虐待があったとは認められなかったが、虐待のリスクがあると判断し、通所事業所の協力を得て本人の様子をよく観察することとした。
37	養護者	認定 外	自宅	経済 的信 の い	本人	男性	30歳 代	精神障害	女性	50歳 代	母親	両親に給料を搾取 されていると届出 があったが、事実 ではなかった事例	事実と異な る届出	本人から市町村障害者虐待防止センターに 「数年年前から母親に毎月の給料を全て渡 している」と届出がある。	事実確認を行ったが、本人は自分で金銭を管理すると消尽してしまうため、同意の上両親に給料を渡していることが分かった。
38	施設	軽度	放課 後等 デービ ス	心理 的虐 待	事業所関係者	男性	小学 校 低学 年	知的障害 発達障害	女性	40歳 代	支援員	専門性がなく、しつけと称して叩くことに問題意識がない事業所の事例	理観の欠	事業所関係者から虐待が行われているとの 通報があり、市町村が訪問調査し、全職員 から聴き取りを行った。	悪意をもって殴る行為は確認されなかったが、他の児童に暴力を振るった児童に同じ痛みを分からせるために叩くことがあることがあること、こうした行為について、しつけであり虐待ではないと認識していることが確認されたため、改善するよう指導した。
39	施設	軽度	障害 者支 援施 設	身体 的虐 待	障害者 支援施 設職員	男性	40歳 代	身体障害 知的障害	男性	40歳 代		活支援員が叩き、	援、専門的 知識、支援 技術の欠	障害者支援施設の職員が利用者の左手にあざがあることを発見し、施設長を経由し市町村虐待防止センターに通報が入る。施設内部での調査により、パニック状態に陥り暴れていた利用者を生活支援員が叩き、力づくで押さえつけたことが判明。	本人のあざは1日で消失し、他に外傷がないことを確認した。加害職員は過去にも利用者への不適切支援を行っており、解雇処分となった。

事		<b>'</b> 777 + 1	5% 1L	上4+			被害	書者		加害	<b></b>				
例番号	類型	度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢 階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
40	施設	認定外	生活介護	-	家族	男性	40歳 代	身体障害知的障害	_	ı	_	生活介護事業利用 後に体のあざに気 づいたが、いつ、ど こでできたあざか 分からなかった事 例	できたか不 明な傷、ボ ディチェック の徹底	生活介護事業所から帰宅した本人の体にあざがあるのを発見した家族が、市町村に生活介護事業所で虐待されたと通報した事案。事実確認したところ、生活介護事業所ではあざができるような状況下になかったことが判明。また本人は生活介護利用の前日に短期入所事業所で一泊していたため、短期入所事業所にも調査を行ったが、あざが短期入所利用中にできたものかどうか確認できなかった。	不信感を払拭するため、今後は サービス利用中の状況を細かく家 族に伝えるとともに、入浴や更衣 等の介助時にボディチェックを入念
41	施設	認定外	施設	性虐のしい	家族	女性	20歳 代	知的障害	男性	30歳 代	生活支援員	短期入所利用後に「お兄ちゃんと寝 「お兄ちゃんとで た」との訴えがあり た設を調査したが 事実は認められな かった事例	知的障害による独特の表現	ちゃんと寝た」と言っていると施設に相談。施設の管理者から市町村虐待防止センターに 通報が入り、当時の支援記録の確認と夜勤 者からの聞き取りを実施。それによると深夜	ていた状況を指して「お兄ちゃんと 寝た」と発言したものであり、虐待
42	施設	認定外	グ ループ ホー ム	心的待棄置疑理虐放放のい	本人	女性	40歳 代	精神障害	女性	60歳 代		話人の不誠実な言動に不審を抱いた 利用者が市町村に 相談した事案	応、信頼関 係の破綻	日中の通所先からグループホームに電話し、体調不良で寝ている同居人の様子を見て欲しいと依頼するが、断られる。グループホームに帰宅後、世話人から「時間外は対応しない。迷惑である」と注意され、不安を抱いた利用者が市町村虐待防止センターに相談。	市町村がグループホームを訪問。 虐待の認定には至らなかったが、 利用者を不安にさせるような不用 意な言動を改め、障害特性に配慮 した丁寧な対応をとるよう管理者と 世話人に伝えた。
43	施設	認定外	GH		本人	女性	40歳 代	身体障害 知的障害	_		_	グループホーム職員の金銭管理が厳しいとの訴えがあったが、虐待の事実は認められなかった事例	への不満	するので、自由に使えるお金がないとして本 人が届け出た事案。グループホーム、相談	